

# 玉造小学校の臨時休業措置とする基準

令和8年5月29日現在

◎午前7時の時点および午前7時～始業時刻に

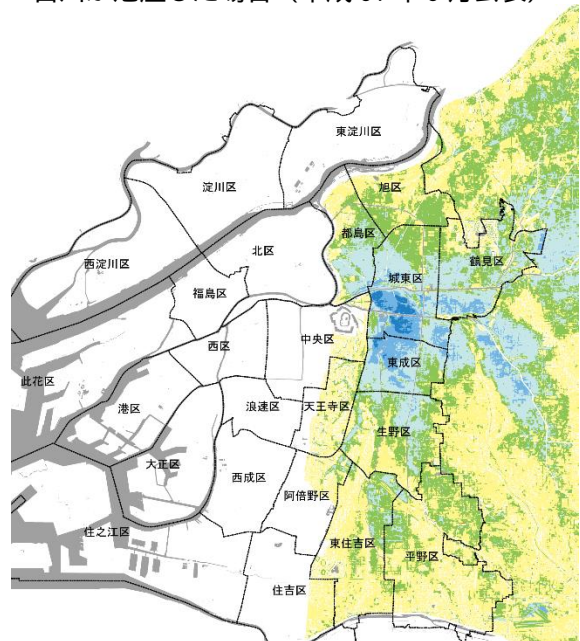
ア. 気象庁より、**大阪市**に次の気象警報が発令された場合

警戒レベル	大雨	土砂災害	高潮	暴風	暴風雪
レベル5相当	大雨特別警報	土砂災害特別警報	高潮特別警報	暴風特別警報	暴風雪特別警報
レベル4相当	大雨危険警報	土砂災害危険警報	高潮危険警報		
レベル3相当				暴風警報	暴風雪警報

イ. 大阪市（大阪市長）より**淀川水系寝屋川流域**に次の**河川氾濫警報**が発令された場合

警戒レベル	河川氾濫
レベル5相当	氾濫発生情報（緊急安全確保）
レベル4相当	氾濫危険情報（避難指示）
レベル3相当	氾濫警戒情報（高齢者等避難）

【河川氾濫】（堤防が決壊した場合）  
寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・古川が氾濫した場合（平成31年3月公表）



※「淀川水系寝屋川流域」が氾濫した場合、玉造小学校区の一部に浸水が想定される区域が含まれます。

詳しくは[大阪市水害ハザードマップ](#)をご確認ください。

ウ. 大阪市のいずれかの地域において、気象庁が発表する**震度5弱以上の地震**が発生した場合。